

審議会会議録

会議名称	令和6年度第1回伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会		
議 題	報告事項 (1) 令和5年度の情報公開等制度の運用状況について (2) 行政不服審査法による審査請求について その他		
開催日時	令和6年11月1日（金） 9時58分～10時55分		
場 所	伊達市役所2階会議室B		
出席者	出席委員 5名、事務局 4名		
	所管部課名	総務部職員法制課	
公開 非公開 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	0人
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	

【会議の概要】

1 開会（総務部長）

2 会長あいさつ

3 報告事項

(1) 令和5年度の情報公開等制度の運用状況について

(2) 行政不服審査法による審査請求について

- ・別添「報告事項資料」に基づき、事務局から説明
- ・委員からの質疑等はなし

4 その他

情報提供事項

(1) 令和5年度の防犯カメラ等の運用状況等について

(2) 総合公園だて歴史の杜防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の改正について

(3) 個人情報保護法の3年ごとの見直しに係る検討の中間整理について

(4) マイナンバーカードの健康保険証利用について

- ・別添「報告事項資料」に基づき、事務局から説明

【質疑・意見交換】

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について

[委員] 医療機関に行くたびに保険証の登録申請をする必要があるのか。

[事務局] どこか1か所の医療機関で登録をすれば良い。

[委員] 今回のような情報を市民は知っているのか。また自分がマイナンバーカードを保険証として登録しているかどうかをわかっているのか。

[事務局] 知らない方が多いと思うが、受診時にマイナンバーカードを持っていき受付のカー

ドリーダーに置けば、登録をしていればそのまま受付ができ、登録をしていなくてもその場で簡単に登録することができる。

[委員] 簡単には言うが、そうではない人もいる。

[委員] 今持っている保険証は破棄していいのか。

[事務局] まだ対応していない医療機関等もあることから、破棄せずに持ってもらうこととなる。

[委員] 資格確認書は、どのような人に送られるのか。

[事務局] マイナンバーカードを保険証として登録していない方に各保険者から送られる。

[委員] 昨年、あと1年で保険証がなくなると言われたときはまだ時間があると思っていたが、間もなく保険証が廃止となるのに、まだわかっていない。

[事務局] 紐づけ方法が分からなくても、医療機関の窓口で教えてもらえる。

なお、広報11月号にてマイナ保険証についての説明・周知をしている。不明点は市役所までお問い合わせをいただきたい。

5 閉 会

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

日 時 令和 6 年 11 月 1 日 (金) 午前 10 時
会 場 市役所本庁舎 2 階会議室 B

1 開会

2 挨拶

3 報告事項

- (1) 令和 5 年度の情報公開等制度の運用状況について
- (2) 行政不服審査法による審査請求について

4 その他

情報提供

- (1) 令和 5 年度の防犯カメラ等の運用状況等について
- (2) 総合公園だて歴史の杜防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の改正について
- (3) 個人情報保護法の 3 年ごとの見直しに係る検討の中間整理について
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用について

5 閉会

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

報告事項資料

令和6年11月1日

目 次

1 令和5年度の情報公開等制度の運用状況について	P 1～2
(1) 伊達市情報公開制度の運用状況について	
(2) 伊達市個人情報保護制度の運用状況について	
2 行政不服審査法による審査請求について	P 2
(参考) 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会のあらまし	P 3～6

1 令和5年度の情報公開等制度の運用状況について

(1) 伊達市情報公開制度の運用状況について

① 年度別開示状況（平成21年度～令和5年度 15年間）

（単位：件）

区分	年度															合計
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	
全部開示	5	8	3	1	4	1	4	5	1	2	5	0	1	1	2	43
一部開示	0	0	2	1	0	1	0	0	3	4	4	7	6	11	10	49
不 存 在	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	3	7
非 開 示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	5	8	5	2	4	2	4	5	4	7	9	8	9	13	15	100

② 令和5年度開示請求等状況

請求件名	請求／決定年月日	決定内容	請求者所在地
建設リサイクル法の規定による解体等の届出書	請求 令和5年4月17日 決定 令和5年4月21日	不存在	道外
トランスジェンダーの有権者に対する投票時の配慮に係るマニュアル等	請求 令和5年8月7日 決定 令和5年8月9日	不存在	道内
路線価図データ、地番図データ及び町名コード表	請求 令和5年8月14日 決定 令和5年8月18日	一部開示	道外
スポーツ施設の指定管理者公募時の資料、現指定管理者の事業計画書及び報告書等	請求 令和5年9月14日 決定 令和5年9月25日	全部開示	道内
地番図データ	請求 令和5年10月13日 決定 令和5年10月13日	一部開示	道内
地番図データ	請求 令和5年11月16日 決定 令和5年11月16日	一部開示	道内
固定資産台帳（家屋）	請求 令和5年11月20日 決定 令和5年11月20日	一部開示	道内
建設リサイクル法の規定による解体等の届出書	請求 令和5年11月22日 決定 令和5年11月28日	不存在	道外
建築計画概要書	請求 令和5年12月20日 決定 令和6年1月16日	一部開示	道内
課税台帳（土地及び家屋）	請求 令和5年12月26日 決定 令和5年12月26日	一部開示	道外
地番図データ及び家屋図データ	請求 令和5年12月26日 決定 令和5年12月26日	一部開示	道外
介護施設の管理者に関わる届出、従業員の勤務体制、市との契約関係書類等	請求 令和5年12月26日 決定 令和6年1月18日	一部開示	市内
介護施設の実地指導関係書類、介護施設から市に提出された書類等	請求 令和6年1月22日 決定 令和6年1月26日	一部開示	市内

路線価図データ	請求 令和6年3月21日 決定 令和6年3月26日	一部開示	道外
学校職員個人調書	請求 令和6年3月21日 決定 令和6年4月2日	全部開示	道内

(2) 伊達市個人情報保護制度の運用状況について

① 令和5年度開示請求等状況

伊達市個人情報保護条例に基づく令和5年度の個人情報開示請求等は、ありませんでした。

2 行政不服審査法による審査請求について

令和5年度の審査請求は、ありませんでした。

なお、不服申立てに係る審査請求があった場合は、審査庁が組織する審理員が審理手続を経て審理員意見書を作成し、審査庁は当該意見書についての諮問を本審査会が受けることとなります。

その場合、本審査会では、その権限により諮問に対する調査審議及び答申をすることとなります。

(参考) 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会のあらまし

1 審査会のあらまし

「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」は、「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査に関する条例」を根拠に設置された市長の附属機関です。

前身は、平成10年に組織された「伊達市情報公開・個人情報保護審査会」ですが、行政不服審査法の規定に基づく第三者機関としての権限を所掌するため、平成28年に改組して、現在の審査会となりました。

本会は、行政不服審査法並びに伊達市情報公開条例、伊達市個人情報保護条例及び伊達市議会個人情報保護条例の規定により、その権限に属せられた事項を処理することとされており、具体的には、後述する「3 審査会の所掌事項」について、協議及び検討をしていただきます。

2 審査会の委員

市長によって委嘱された委員5名で構成されています。

伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（50音順）

（任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日）

氏名	備考
木立 真理	一般公募
鈴木 啓一	行政精通者
林 正樹	議会推薦
原見 正信	議会推薦
的場 重一	行政経験者

3 審査会の所掌事項

(1) 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた所掌事項

市長部局等の実施機関が行った処分に不服がある者は、行政不服審査法の規定に基づいて審査請求をすることができます。審査請求があった場合、実施機関は「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を受けて審査請求に対する裁決をします。

① 第43条関係（行政不服審査会等への諮問）

行政庁の処分又は不作為についての審査請求に係る審査庁の諮問に対する答申

② 第74条関係（審査会の調査権限）

諮問案件の審査に関する審査庁等への資料の提出要求、意見陳述要求その他必要な調査

(2) 伊達市情報公開条例の規定によりその権限に属させられた所掌事項

① 第14条関係（公文書の開示の決定）

公文書が著しく大量であって、2か月以上開示決定を延長する場合の意見

② 第21条関係（審査請求の取扱い）

開示請求に係る処分又は不作為についての審査請求に係る実施機関の諮問に対する答申

(3) 伊達市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた所掌事項 ※R5.4改正後

① 第6条関係（審査請求の取扱い）

個人情報の適切な取扱いの確保のため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合

- ・個人情報保護に関する条例の改正及び廃止、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用方法の在り方検討、措置の基準や運用方法に係る細則等の制定・改廃
- ・開示・訂正・利用停止に係る決定又は開示・訂正・利用定請求に係る不作為についての審査請求に係る実施機関の諮問に対する答申

(4) 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査に関する条例の規定による所掌事項

① 第4条関係（所掌事項）

- ・情報の公開及び個人情報保護の運営に関する事項の調査審議
- ・情報公開制度及び個人情報保護制度の在り方に関する意見具申

② 第9条関係（審査会の調査権限等）

諮問案件の審査に関する実施機関等への資料の提出要求、意見陳述要求その他必要な調査

(5) 伊達市議会個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた所掌事項

① 第45条関係（審査会への諮問）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る伊達市議会の諮問に対する答申

② 第50条関係（審査会への諮問）

個人情報の適正な取扱いの確保のため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合

4 審査会の開催状況

開催日時	審 議 事 項 等
第30回 (R05. 10. 24)	伊達市個人情報保護条例の改正等について 情報公開等制度の運用状況について 行政不服審査法による審査請求について（請求なし）
第29回 (R04. 10. 21)	情報公開等制度の運用状況について 防犯カメラ等の運用状況等について 行政不服審査法による審査請求について（請求なし） 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の個人情報保護制度の在り方について
第28回 (R03. 10. 04)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラ等の運用状況等について 行政不服法による審査請求について（請求なし）
第27回 (R02. 10. 09)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラ等の運用状況等について 行政不服法による審査請求について（請求なし）
第26回 (R02. 02. 04)	街頭防犯カメラにより個人情報を本人以外から収集することについて ドライブレコーダーにより個人情報を本人以外から収集すること及び当該個人情報を提供することについて
第25回 (R01. 10. 03)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラの運用状況等について 行政不服法による審査請求について（請求なし）
第24回 (H30. 10. 29)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラの運用状況等について 行政不服法による審査請求について（請求なし）
第23回 (H29. 10. 2)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラの運用状況等について 行政不服法による審査請求について（請求なし）
第22回 (H29. 8. 22)	（仮称）伊達市の債権の管理に関する条例における個人情報の取扱いについて
第21回 (H28. 8. 19)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラの運用状況等について 行政不服法による審査請求について（請求なし） 議案書の公開に係る個人情報の取扱いについて
第20回 (H28. 2. 9)	行政不服審査法の改正に伴う審査会の改組について
第19回 (H27. 10. 14)	情報公開等の運用状況について 総合公園だて歴史の杜防犯カメラの運用状況について

第18回 (H26. 11. 12)	情報公開等の運用状況について 防犯カメラ設置により個人情報を本人以外から収集することについて
第17回 (H25. 10. 2)	情報公開等の運用状況について
第16回 (H24. 9. 5)	情報公開等の運用状況について
第15回 (H23. 10. 3)	情報公開等の運用状況について
第14回 (H22. 1. 28)	情報公開等の運用状況について
第13回 (H21. 10. 1)	水道料金等徴収業務の民間委託に伴う個人情報データの提供について
第12回 (H19. 11. 26)	要援護者（ひとり暮らし高齢者等）の支援体制整備に係る個人情報の提供について
第11回 (H19. 10. 2)	水道料金等徴収業務の民間委託に伴う個人情報データの提供について 情報公開等の運用状況について
第10回 (H19. 4. 24)	保有個人情報の外部提供について 情報公開等の運用状況について
第9回 (H17. 10. 3)	情報公開等の運用状況について
第8回 (H17. 6. 3)	保有個人情報（敬老会名簿）の提供について 情報公開等の運用状況について
第7回 (H16. 10. 13)	個人情報保護条例の改正について
第6回 (H16. 10. 8)	個人情報保護条例の改正について
第5回 (H15. 12. 1)	住基台帳カード等の広域利用について 個人情報の共有に係る管理運営について 個人情報保護条例の一部改正について
第4回 (H15. 10. 2)	情報公開等の運用状況について
第3回 (H14. 11. 14)	出資法人等情報公開要綱（案）について 消防地図情報検索処理装置への関係情報の提供について 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況報告について 情報公開等の運用状況について
第2回 (H12. 11. 21)	個人情報の収集の制限に関することについて 個人情報の利用及び提供の制限に関することについて
第1回 (H11. 8. 23)	情報公開、個人情報保護について

令和5年度の防犯カメラ等の運用状況等について

(1) 防犯カメラ、街頭防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について

市内5施設（「総合公園だて歴史の杜」、「伊達市市民活動センター」、「伊達市放課後児童クラブ」、「市道胆振長輪線」及び「市道伊達紋別天望線自由通路」）に設置している防犯カメラ、街頭防犯カメラ及び市公用車に搭載しているドライブレコーダーについて、令和5年度の個人情報（画像等）の目的外利用及び提供の状況は、次のとおりです。

① 画像等の目的外利用の状況

該当事例はありませんでした。

② 画像等の提供状況

次のとおり提供しました。

録画媒体の別		提供年月日	提供先	提供目的		提供方法、画像等
防犯カメラ	総合公園だて歴史の杜	令和5年10月3日	伊達警察署	事件捜査のため		令和5年9月30日の録画データ（閲覧）
				根拠条項	要綱第6条第1号	
街頭防犯カメラ		令和5年7月14日	伊達警察署	事件捜査のため		令和5年7月6日及び7日の録画データ
				根拠条項	法第69条第2項第3号	
		令和5年12月21日	伊達警察署	事件捜査のため		令和5年12月15日の録画データ
				根拠条項	法第69条第2項第3号	
ドライブレコーダー		令和5年7月27日	伊達警察署	事件捜査のため		令和5年7月19日の録画データ
				根拠条項	法第69条第2項第3号	

※「総合公園だて歴史の杜防犯カメラの管理及び運用に関する要綱（改正前）」第6条第1号
公園及び地域の安全を脅かすような事態が生じた場合で、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提供を求められたとき。

※「伊達市が設置する街頭防犯カメラの管理及び運用に関する要綱」第6条第1項
管理責任者は、画像等を目的以外に利用し、又は他の者へ提供してはならない。ただし、個人情報保護法第69条の規定に反しないときは、その限りでない。

※「伊達市公用車ドライブレコーダーの管理及び運用に関する要綱」第6条第1項
管理責任者は、画像等及び記録媒体を目的以外に利用し、又は他の者に提供してはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律第69条の規定に反しないときは、その限りでない。

※「個人情報の保護に関する法律」第69条第2項第3号
前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(2) 防犯カメラ、街頭防犯カメラ及びドライブレコーダーの設置状況について

昨今の社会情勢や、犯罪及び事故の未然防止並びに発生時の迅速な対応等公益上の必要性から新たに防犯カメラを設置した際には、本審査会に報告していますが、令和5年度に新たに防犯カメラを設置した施設はありませんでした。

また、街頭防犯カメラについても、令和5年度中の新設はありませんでした。

公用車へのドライブレコーダーの設置につきましては、令和6年3月31日時点で48台の公用車（全公用車のうち、主に行政事務などで人の移動を目的に使用される一般用途公用車をいう。）のうち38台に搭載しています。

総合公園だて歴史の杜防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の改正について

(1) 改正の趣旨

市内の公園における防犯カメラの設置については、これまで総合公園だて歴史の杜のみとしていましたが、他の公園においても、犯罪及び事故の未然防止並びに発生時の迅速な対応を図るため、要綱の適用範囲を拡大する改正を行いました。

(2) 改正の内容

① 要綱の名称の改正

旧 総合公園だて歴史の杜防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

新 公園防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

② 要綱の趣旨の改正

旧 この告示は、総合公園だて歴史の杜（以下「公園」という。）において、安全な管理運営を行うため、犯罪及び事故の未然防止並びに発生時の迅速な対応を図ることを目的として設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

新 この告示は、都市公園及び自然公園（以下「公園」という。）において、安全な管理運営を行うため、犯罪及び事故の未然防止並びに発生時の迅速な対応を図ることを目的として設置する防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(3) 改正日（施行日）

- ・ 令和6年9月11日

(4) 改正後の運用状況

- ・ 館山公園において、令和6年7月から9月にかけて迷惑行為が続いたことから、令和6年9月11日から令和6年10月8日までの間、同公園に防犯カメラ4台を一時的に設置しました。
- ・ 当面の運用方針としては、総合公園だて歴史の杜は従来どおり防犯カメラを常設し、それ以外については、必要とされる期間に一時的に設置する運用としています。

個人情報保護法の3年ごとの見直しに係る検討の中間整理について

(1) 概要

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）には、法を3年度ごとに見直す旨の規定があり、この規定に基づき国の個人情報保護委員会では、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、法の施行状況等についての実態把握や、有識者からのヒアリング等による具体的な検討が進められています。

この度「3年ごとの見直し」に係る検討の中間整理が取りまとめられたことから、以下のとおりその概要を情報提供いたします。

(2) 中間整理における主な検討項目

中間整理においては、現行法の課題点を整理したうえで、以下の点等について検討する必要があるとしています。

- ① 現行法においては、DNAデータや指紋、声、容貌等といった「生体データ」の取扱いについて、生体データであることに着目した特別の規律がありません。そこで、中間整理では、特に要保護性が高いと考えられる生体データについて、以下に掲げる事項を検討する必要があると述べられています。
 - ・生体データを取り扱う場合においては、どのようなサービスやプロジェクトに利用するかを含めた形で利用目的を特定するように求めることを検討
 - ・生体データに関する一定の事項を本人に通知又は十分に周知することを前提に、本人による利用停止を柔軟に可能にすることを検討
- ② 現行法においては、子どもの個人情報の取扱いについても特別の規律がありません。そこで、中間整理では、子どもの権利利益の保護をするとともに、事業者の負担を考慮して、以下に掲げる検討を深める必要があると述べられています。
 - ・本人の同意又は本人への通知等が必要とされている場面において、子どもの個人情報については、法定代理人の同意を取得し、又は法定代理人に情報提供すべきことを法令の規定上明確化することを検討
 - ・子どもの保有個人データについては、他の保有個人データ以上に柔軟に事後的な利用停止を認めることについて検討
 - ・子どもの個人データについて安全管理措置義務を強化することを検討
 - ・子どもの最善の利益を優先し特別な配慮を行うべき等、事業者等が留意すべき責務を定める規定を設けることを検討
 - ・対象とする子どもの年齢を16歳未満とすることについて検討
- ③ 現行法では、一定の行政目的を達成するため、行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課す制度（課徴金制度）がないほか、法に違反した個人情報取扱事業者等に対して、原則として違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置の勧告を行ったうえで命令を発する制度となっています。そこで、中間整理では、課徴金制度の導入並びに勧告及び命令の実効性の確保の観点から、次に掲げる検討を行う必要があると述べています。
 - ・課徴金制度については、その導入の必要性を含めて検討

- ・勧告及び命令については、個人の権利利益の侵害が差し迫っている場合に、勧告をせず直ちに命令を出すことの必要性、法の違反に関与する第三者に対しても行政上の措置をとることの必要性、法に違反する個人情報等の取扱いの中止のほか個人権利利益の保護に向けた措置を求めることの必要性の有無や手続保障等について検討
- ④ 現行法では、個人情報データベース等不正提供等罪は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を定めており、法人に対してのみ1億円以下の罰金刑を課することができることが定められていますが、昨今では悪質な事例が増加していることから、中間整理では、直罰規定の拡大及びその法定刑の厳格化の観点から、次に掲げる検討を行う必要があると述べています。
- ・個人情報保護法の直罰規定が個人情報を不正に取り扱った悪質事例を過不足なく対象としているか検討したうえで、その処罰範囲及び法定刑の適切性を検討
 - ・個人情報の詐取等の不正取得を直罰規定の対象に含めるべきかについて検討
- ⑤ 昨今は、健康・医療等の公益性の高い分野を中心に、機微性の高い情報の利活用に係るニーズ等が高まっていることから、中間整理では、個人情報保護法で本人の同意取得が義務付けられる規定の在り方について、以下に掲げる検討を行う必要があると述べています。
- ・社会にとって有益であり、公益性が高いと考えられる技術やサービスについて、例外規定を設けることの検討
 - ・医療機関等における研究活動等に係る利活用のニーズについて、例外規定に係る規律の在り方の検討

(3) その他

中間整理は、パブリック・コメント（令和6年27日～7月29日）に付されており、そこで寄せられた意見を踏まえて本年中に最終的な方向性のとりまとめが行われる予定となっています。

マイナンバーカードの健康保険証利用について

(1) 概要

国のマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、令和6年12月1日をもって 現行の健康保険証の発行が終了します。なお、発行済みの健康保険証は、最長で1年間（来年の12月1日まで）は引き続き使用することが可能ですが、それよりも前に健康保険証の有効期限が到来する場合は、使用できるのはその有効期限までとなります。

今後は、「マイナ保険証」（健康保険証として登録したマイナンバーカード）又は新たに発行される「資格確認書」により、保険診療を受けることとなります。

(2) マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法について

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続きは、以下のとおりです。

- ① マイナンバーカードを作成する。
- ② マイナンバーカードの健康保険証利用申請・登録を行う。

申請方法は次の3通りです。

- ・医療機関等にある顔認証付きカードリーダーからの申請
- ・マイナポータルからの申請
- ・セブン銀行ATMからの申請

- ③ 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする。

マイナンバーカードを用いた受付は、マイナ保険証に対応した医療機関・薬局で利用できません（市内の医療機関・薬局は次頁）。受付にある顔認証付きカードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

(3) マイナ保険証のメリットについて

- ① 窓口で限度額以上の支払いが不要になる

公的医療保険では、自己負担額が高額の場合、所得に応じて負担額の上限が設けられています（高額療養費制度）。負担額については、所得の確認が必要となることから、医療機関の窓口で立替払いをし、後でその分を払い戻しを行うか、あらかじめ限度額認定証の交付申請手続を行い、医療機関の窓口で提出する必要があります。

一方、マイナ保険証を利用した場合、窓口で自己負担の上限額を計算できるため、立替払いや限度額認定証の交付申請手続をすることがなくなります。

- ② データに基づくより良い医療が受けられる

診療情報や過去の薬剤情報、特定健診の情報の提供に同意すると、他の医療機関で診療した内容も含め、自身が服用した薬や診療歴、健康診断の結果を、医師や薬剤師に正確に伝えることができるため、より良い医療が受けられます。

- ③ 医療現場で働く人の負担を軽減できる

マイナ保険証によるスムーズな情報共有により医師や薬剤師の業務効率化を図ることができるほか、窓口における保険資格の確認の際も、保険証の目視確認や手入力が必要となることで、事務職員の負担軽減や誤記のリスクを減らすことができます。

(4) マイナ保険証を利用しない場合について

現行の健康保険証は、12月2日以降新たに発行されなくなりますが、マイナ保険証を保有しない方には、現行の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が無償で交付されます（申請不要）。

医療機関の窓口で「資格確認書」を提示することにより、今までと変わらず保険診療を受けることができます。

(5) 今後予定されていること

① 電子カルテの情報の共有

マイナ保険証を利用することで、生活習慣病関連の血液検査や尿検査などの結果、また、アレルギーの情報、過去の病名等についても、医療情報・薬局間で共有することが可能になります。

令和7年1月から、全国約10箇所の医療機関・薬局を対象に、順次モデル事業を開始する予定です。今後、モデル事業の結果も踏まえ、電子カルテの情報が共有できる医療機関・薬局が拡大されます。

② 医療費助成の受給者証の一体化

マイナンバーカードは保険証としてだけでなく、難病患者等の医療費助成や、自治体の小児医療費助成の受給者証など、各種医療費助成の受給者証としても使えるようになります。

③ 診察券の一体化

マイナンバーカードを医療機関の診察券として使えるようになります。

④ 予防接種や母子保健の一体化

予防接種や母子保健（乳幼児健診・妊婦健診）の問診票や予診票を、事前にスマートフォンを通じてマイナポータルで記入し、マイナンバーカードで接種や健診を受けられるようになります。

伊達市におけるマイナ保険証利用の参加医療機関・薬局リスト（参加率 90.7%）

（令和6年10月20日現在）

医療機関区分	医療機関名称
医科（病院）	総合病院伊達赤十字病院
医科（病院）	社会医療法人慈恵会聖ヶ丘病院
医科（病院）	医療法人社団倭会ミネルバ病院
医科（診療所）	医療法人社団道塾会伊達医院
医科（診療所）	医療法人社団守谷内科医院
医科（診療所）	医療法人社団菊地眼科クリニック
医科（診療所）	医療法人社団なかむら整形外科クリニック
医科（診療所）	医療法人社団元町内科クリニック
医科（診療所）	医療法人野村内科循環器科
医科（診療所）	医療法人社団小熊内科医院
医科（診療所）	医療法人社団愛光会インター通り小児科
医科（診療所）	医療法人社団きた耳鼻咽喉科クリニック
医科（診療所）	医療法人社団いぶり腎泌尿器科クリニック

医科（診療所）	医療法人社団藤原眼科・歯科
医科（診療所）	太陽の園発達診療相談室
医科（診療所）	くにもと皮膚科医院
医科（診療所）	末永町内科クリニック
医科（診療所）	こころのクリニック銀杏庵
医科（診療所）	だてクリニック
医科（診療所）	宮澤医院伊達分院
歯科（診療所）	金本歯科医院
歯科（診療所）	エルム歯科
歯科（診療所）	新田歯科医院
歯科（診療所）	本田歯科医院
歯科（診療所）	なお歯科
歯科（診療所）	はたけやま歯科クリニック
歯科（診療所）	医療法人社団さくら歯科・矯正歯科
歯科（診療所）	医療法人社団さかた歯科医院
歯科（診療所）	医療法人社団藤原眼科・歯科
歯科（診療所）	だて歯科
歯科（診療所）	おおたき歯科医院
歯科（診療所）	ほほえみファミリー歯科
歯科（診療所）	医療法人社団福田歯科クリニック伊達医院
歯科（診療所）	サンフィッシュデンタルクリニック
薬局	たかの調剤薬局
薬局	ひかり薬局
薬局	パルス薬局伊達店
薬局	駅前通り調剤薬局
薬局	かしま調剤薬局
薬局	つばさ薬局
薬局	ひかり薬局舟岡店
薬局	おおつぼ薬局
薬局	桜の杜薬局
薬局	なの花薬局伊達松ヶ枝店
薬局	まこと調剤薬局元町店
薬局	アイン薬局伊達赤十字病院店
薬局	あいあい薬局
薬局	インター薬局

※令和6年9月29日現在の北海道における参加率：93.0%

” 全国における参加率：91.6%